

第1節 | 計画の周知と推進

1. 計画の周知

- 県民一人ひとりが医療に対し、より一層の信頼と安心を実感でき、患者本位の良質かつ適切な医療が効率的に提供される体制の構築をめざして、県、市町、医療関係団体、医療機関、県民、関係機関等が、本計画の基本方針やめざす姿を理解し、互いに協力してその実現に向けて取り組んでいく必要があります。
- このため、県は、県の広報紙やホームページ等のさまざまな媒体や対話の機会を通じて、本計画の周知を図ります。
- また、市町、医療機関および関係機関においても、住民や関係者に対して、計画に基づき取り組む内容の周知を図り、相互に情報を共有して計画の円滑な推進に努めるものとします。
- 県は、計画の推進にあたり、具体的な取組内容や取組の進捗状況、目標の達成状況等について、適切に公表を行います。

2. 計画の推進

- 医療計画の推進にあたっては、それぞれ関係する主体が計画の推進に適切に関与し、地域における医療提供体制の充実をめざします。
- 本計画における各取組内容の末尾には（ ）書きにて、取り組む主体を記載し、それぞれが計画のめざす姿の実現に向けて積極的に取り組むこととしていますが、主な主体に期待される包括的な役割は以下のとおりです。

(1) 県

- 本計画に掲げるめざす姿や各疾病・事業等の目標の達成に向けて、各主体と連携し、市町や各圏域を超えた広域的かつ総合的な取組を積極的に推進するとともに、地域の実情に応じて必要な支援を行います。
- 三重県医療審議会、関係部会等において、関係者との意見調整を行い、計画全体の進捗管理、目標の達成状況や取組内容の検証等を行い、必要に応じて施策を見直していきます。

(2) 市町

- 住民に最も身近な行政機関として、関係団体や医療機関等と協力しながら、医療・健康に対する普及啓発、がん検診・特定健康診査などの予防施策の実施、初期救急や在宅医療体制等の充実に取り組みます。

(3) 医療機関

- それぞれの役割・機能に応じた医療を提供するとともに、従事者の資質の向上を図り、地域における効率的かつ質の高い医療提供体制を地域全体で充実していきます。
- 急性期から回復期・慢性期までの切れ目のない医療提供体制の構築のため、医療機関同士や関係機関との連携を進めます。

(4) 関係団体・関係機関

- 三重県医師会、三重県歯科医師会、三重県病院協会、三重県看護協会および三重県薬剤師会等の医療関係団体や、大学等の教育機関、NPO、相談窓口などのさまざまな関係機関は、相互の連携を深め、関係者への研修、医療従事者の育成、行政との協働、住民への啓発や情報共有などを通じて、計画の推進を図ります。

(5) 県民

- 県民は、自らの健康管理を適切に行っていくとともに、必要に応じてかかりつけ医・歯科医、かかりつけ薬局を持ち、日常的に健康相談や軽度の病気、けがの治療、薬の処方等を受けるなど、医療提供体制が円滑に機能していくための適切な受療行動に努めます。

第2節 | 数値目標の進行管理と計画の評価

1. 数値目標の進行管理

- 5疾病・6事業および在宅医療対策等に係る数値目標を定め、毎年度、目標に対する取組の進捗状況を確認していきます。
- 進捗状況の確認の際は、ロジックモデルにおいて設定した指標データの推移を把握し、施策とアウトカムに関連性もふまえて、総合的な検討を行うこととします。
- なお、各指標データの推移の把握にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が当時の医療提供体制や県民の受療動向にさまざまな影響を及ぼした結果の値であることをふまえる必要があります。

2. 計画の評価

- 毎年度、数値目標および取組の進捗状況、評価結果を三重県医療審議会等に報告し、それらの意見をふまえて、次年度以降の取組の検討を行います。
- 目標の達成状況や計画策定以降の医療を取り巻く環境の変化等に応じて、必要がある場合はロジックモデルの構成や数値目標の見直しを行います。

- 数値目標の達成状況や評価結果について、県のホームページ等を活用して公表します。
- また、本計画の中間年度（令和8（2026）年度）において、数値目標に著しく達しない状況や全国平均を大きく下回るような状況が生じている場合には、その要因について詳細に分析して、取組の抜本的な見直しを行い、以降の計画に反映します。